

第 6272 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月 2日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 平成30年10月～12月分裁決事例

Q : 平成30年10月から12月分の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成30年10月から12月分の裁決事例が公表されました。国税通則法関係が3件、所得税法関係が3件、法人税法関係が3件、相続税法関係が3件、国税徴収法関係が1件の13件でした。

主なものには、次のようなものがありました。

【相続税法関係】

請求人らは、相続税の申告において、土地及び建物について、不動産鑑定士の鑑定評価等（本件鑑定評価等）に基づく評価によるべきと主張しましたが、審判所は、財産評価基本通達（評価通達）に定める評価方法に拠ることのできない特別の事情があるとは認められず、本件鑑定評価等には客観的合理性を直ちに肯定することができない部分があることから、評価通達に定める評価方法によるべきであるとして棄却しました。

【所得税法関係】

不動産所得（駐車場の賃料）の帰属について、請求人と子供らとの間の使用貸借契約等が有効に成立したとは認められず、その収益は貸主である子供らの名義にかかわらず、土地の所有者である請求人に帰属するとしました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】